

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和元年 8 月 22 日
東村山市議会議長 あて

議席番号 2 番
質問者 かみまち 弓子

記

1. 子どもの放課後居場所づくりについて

東村山市放課後子ども総合プラン(次世代育成支援行動計画)によると「放課後子ども教室」の平成31年度までの整備計画では「市内全域の小学校の整備推進に努めてまいります。」となっている。

しかし、当市 HP によると、放課後子ども教室は「当市では市立小学校 4 校で実施いたします。」となっている。

平成 30 年 5 月 21 日(月)に前期の立憲民主党会派で大阪府守口市の「学校施設内の児童クラブ」について視察に行った。守口市では有料でおやつありの「入会児童室」と放課後子ども教室として無料の「登録児童室」があった。

また、平成 30 年 8 月 6 日(月)に視察に行った鎌倉市の「放課後かまくらっ子ふかさわ」でも学校敷地内に 2 階建ての施設を新設して 1 階は同校の全児童が無料で利用できるアフタースクールと 2 階は有料の学童としていた。

平成 30 年 9 月議会の一般質問でも政策提案しているが、当市でも平日毎日、全児童が利用できるアフタースクールを全校に配置することにより、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができると考え以下、伺う。

(1)平成 30 年 9 月議会の私の一般質問の答弁で「指導員の方が、地域のボランティアの方をお願いしているという状況がございまして、なかなかその人員の確保ができないという実態がございまして。」という課題について、本市 HP を見る限り、未だ解決に至っていないように見える。この 1 年間、人員確保の課題にどのように取り組んできたか。またその成果を伺う。

(2)私も所属する市民ボランティア団体、「グッドフェローズ」では、令和元年 8 月 2 日に子ども居場所イベントを開催し盛況であった。放課後子ども教室やアフタースクールのボランティア指導員を市が募集するといった形式だけではなく、委託事業として NPO 等と連携する方策もあると考える。見解を伺う。

(3)「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019～2023年)にあるように、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する必要があると考える。

学校施設を徹底的に活用し、全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施するための方策について、どのように検討をしているか伺う。

2. 子どもの見守り安全対策について

6月議会の私の「子どもの登下校の安全対策強化を」の一般質問で、登下校防犯プランに基づきなされた緊急合同点検の結果を答弁頂いたなかで、「5. 子供の危険回避に関する対策の促進」には、「(1) 防犯教育の充実(2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進」とある。

緊急合同点検の結果を受け、子どもの危険回避に関する対策については、どのように取り組むのか見解を伺ったところ、「交通安全面の対策がこれまでは主だったが、不審者対策を含めた防犯面の視点で今後も点検をしてきたいと思う」という答弁だったかと思われる。そこで以下伺う。

(1) 過去何回かの私の一般質問の答弁でICタグを導入している市の調査、研究をするとのことだった。調査対象の市はどこか伺うと共に調査からわかったメリットとデメリットをどのように分析しているか伺う。

(2) 平成30年度3月議会の「守口市に視察させていただいたときに、守口市の学校施設内に児童クラブが設置されていて、その児童クラブではICタグを使った見守りシステムを採用されていました。そちらは、企業が金額のほうは負担しているということだったんです」との一般質問で教育部長は「守口市の事例を御紹介いただきましたけれども、守口市の調査・研究をさせていただきたいと思えます。」との答弁があった。大阪府守口市の調査をしたのか確認する。

(3) 大阪府箕面市では、通学路の防犯カメラを設置すると共に全校児童にICタグも配布している。課題があっても実施している市がある。どのように課題に取り組んでいるのかを研究しているか伺う。

(4) 課題とメリットを比べると私は、メリットの方が大きいと考える。手上げ方式で、希望する小学校を対象に少なくとも実証実験を試みるべきと考える。見解を伺う。

3. 表現の不自由展・その後を当市で開催は可能か

愛知県の国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2019」で「平和の少女像」などを展示した企画展「表現の不自由展・その後」の中止が発表された。

今回の開催中止に関し賛否はあるが、私は日本の民主主義の危機を象徴しているのではないかと考える。政治家が展示中止を求めるコメントを出したり、圧力をかけたりすることはあってはならないことと考える。

「私はあなたの意見に反対だ。しかし、あなたがそれを主張する権利は命をかけて守る」という、フランスの哲学者であり文学者であるヴォルテールの言葉として知られている言葉がある。

東村山市立公民館条例には、第9条で「(使用の承認)」公民館を使用しようとする者は、委員会の承認を得なければならない。」となっている。また第10条で「(使用の不承認)」を規定されている。

本市では、「あなたがそれを主張する権利」をどのように守るのか、東村山市立公民館条例について以下、伺う。

- (1)「第10条 次の各号」の具体的な内容とそれを誰がどのように判断するのか伺う。また、サンパルネや市民センターも同じ基準で判断するのか伺う。
- (2)「表現の不自由展・その後」を当市で開催する場合、当市では開催が可能なのか伺う。
- (3)行政主催の文化事業で内容を細かくチェックすることは表現の自由を侵害するものであり検閲にあたるという考え方がある。見解を伺う。
- (4)当市で愛知県の国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2019」で「平和の少女像」などを展示した企画展「表現の不自由展・その後」のような展示が企画された場合、何らかの政治的な圧力がかかる可能性はあるか。見解を伺う。